

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	宮崎市 軽自動車税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宮崎市長

## 公表日

令和5年3月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能  (1)サーバ内の宛名データベースのセットアップ  (2)宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映  (3)個人番号にて同一人物判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理  (4)宛名データベースの検索、参照、更新  (5)オンラインで入力したデータを業務システムに連携  (6)団体内統合宛名番号を業務システムに連携</p> <p>2. 情報提供機能  (1)中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ  (2)各業務の異動データを取り込み、データベースに反映  (3)各業務情報を一括で中間サーバに連携  (4)各業務の異動情報を中間サーバに連携</p> <p>3. 情報照会機能(他機関への情報照会)  (1)各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。  (2)情報照会の対象者情報を基に中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号要求  (1)処理通番を要求、受信し、符号要求データを住記システム(既存住民基本台帳システム)に送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ )
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>1. 符号管理機能  情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能  情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能  情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能  中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能  特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能  特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能  中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能  セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能  中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能  バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

3. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条（利用の範囲）別表第一第16項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）</li> </ul> <p>[情報提供の根拠]  なし（情報提供ネットワークによる情報提供は行わない）</p> <p>[情報照会の根拠]  ・別表第二（27の項）  ・別表第二主務省令（第20条）</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市税務部市民税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する又は有していた所有者
その必要性	・軽自動車税業務における本人確認のため ・納税通知書等への個人番号出力のため
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報 : 本人確認に必要</li> <li>・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要</li> <li>・その他住民票関係情報 : 軽自動車税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要</li> <li>・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要</li> <li>・地方税関係情報 : 税額通知、証明発行に必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月29日
⑥事務担当部署	宮崎市税務部市民税諸税係



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	軽自動車税システム運用、法改正対応	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視、法改正対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 宮崎支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、本市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	システムの運用管理、バッチ処理の実行、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書等作成・封入封緘発送	
①委託内容	当初賦課決定による通知書発行、封入封緘、発送	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	宮崎紙工印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の一部業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、該当委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、本市に事前に通知し、その承諾を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	納税通知書の発行、及び、封入封緘



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税特定個人情報ファイル

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 自治体識別コード   | 51. 処理年月日   |
| 2. 登録年月日      | 52. 登録理由    |
| 3. 登録処理年月日    | 53. 登録処理支所  |
| 4. 廃車年月日      | 54. 廃車理由    |
| 5. 廃車処理年月日    | 55. 廃車処理支所  |
| 6. 標識回収区分     | 56. 課税状況    |
| 7. 課税年度       | 57. 賦課異動理由  |
| 8. 調定年度       | 58. 開始理由    |
| 9. 賦課異動年月日    | 59. 開始処理支所  |
| 10. 賦課異動処理年月日 | 60. 解除理由    |
| 11. 税率        | 61. 解除処理支所  |
| 12. 減免額       | 62. 異動理由    |
| 13. 年税額       | 63. 旧標識     |
| 14. 通知税額      | 64. 返納状態    |
| 15. 納期限       | 65. 処理事由    |
| 16. 通知年月日     | 66. 課税区分    |
| 17. 通知書作成年月日  | 67. 型式      |
| 18. 納税組合番号    | 68. 義務者宛名番号 |
| 19. 調定年月日     | 69. 原動機型式   |
| 20. 予定決定区分    | 70. 支所コード   |
| 21. 格納種別      | 71. 自治体コード  |
| 22. 申請年月日     | 72. 車台番号    |
| 23. 開始年月日     | 73. 使用者宛名番号 |
| 24. 開始処理年月日   | 74. 初度検査年月  |
| 25. 障害者宛名番号   | 75. 所有者宛名番号 |
| 26. 解除年月日     | 76. 定置場区分   |
| 27. 解除処理年月日   | 77. 特例区分    |
| 28. 特記情報      | 78. 認定番号    |
| 29. 取込年月日     | 79. 年式      |
| 30. 申告書連番     | 80. 排気量     |
| 31. 異動年月日     | 81. 標識記号    |
| 32. 納税義務者区分   | 82. 標識番号    |
| 33. 所有者氏名     | 83. 車種      |
| 34. 使用者氏名     | 84. 車名      |
| 35. 旧標識記号     | 85. 車両      |
| 36. 旧標識番号     | 86. 所有形態    |
| 37. 処理済年月日    | 87. 定置場枝番3  |
| 38. 受付年月日     | 88. 定置場枝番   |
| 39. 受付番号      | 89. 定置場小枝番  |
| 40. 臨時標識番号    | 90. 定置場自治体  |
| 41. 許可開始日     | 91. 定置場町名   |
| 42. 許可終了日     | 92. 定置場番地   |
| 43. 運行経路      | 93. 定置場番地   |
| 44. 運行目的      | 94. 個人番号    |
| 45. 運転免許証番号   | 95. 法人番号    |
| 46. 申請者宛名番号   |             |
| 47. 申請者住所     |             |
| 48. 申請者生年月日   |             |
| 49. 申請者氏名名称   |             |
| 50. 返納年月日     |             |

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
軽自動車税特定個人情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告情報の入手については、個人番号カード等の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。申請書等の様式は、制度上入手が規定されている項目のみで作成されたものを使用する。また申告内容と軽自動車税システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・個人番号を使用して情報照会するにあたっては、情報提供システムのみを使用する運用にすることで、システムの仕様による制限により目的外入手を防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で定める個人番号利用事務実施者以外（税務事務実施者以外）から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。</li> <li>・宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。</li> <li>・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。</li> <li>・パスワードについては、定期的に変更している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の設定により、長時間個人情報が表示されたままになる状況をなくす。</li> <li>・端末の画面は、市民から見えない位置に設置することを徹底する。</li> <li>・個人情報の印刷は最小限にとどめ、不要な印刷物の処分を徹底する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護条項として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏洩の禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」としている。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	情報の提供・移転を行う場合は、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。  ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。併せて不正な取扱いは重大な罪であることを十分に周知する。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	宮崎市税務部市民税課(市役所第三庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号 0985-21-1742
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始	平成27年9月 予定	平成27年12月29日	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 大川 哲	課長 中村 三郎	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用—リスク2—ユーザ認証の管理—具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし【別表第二における情報照会の根拠】27項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(27の項) ・別表第二主務省令(第20条)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年6月1日	平成30年7月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中村 三郎	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体—使用部署	税務部市民税課、地域振興部各地域センター、各総合支所市民福祉課	税務部市民税課、地域振興部各地域センター、各総合支所地域市民福祉課	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第12号に掲げる情報提供者	番号法第19条第14号に掲げる情報提供者	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第14号	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法第19条第12号	番号法第19条第14号に掲げる事務	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和3年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	重要な変更事項でないため
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社 宮崎支店	富士通Japan株式会社 宮崎支店	事後	重要な変更事項でないため
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先1	番号法19条第14号に掲げる情報紹介者	番号法19条第15号に掲げる情報紹介者	事前	重要な変更事項でないため
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法19条第14号	番号法19条第15号	事前	重要な変更事項でないため

令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提出先における用途	番号法19条第14号に掲げる事務	番号法19条第15号に掲げる事務	事前	重要な変更事項でないため
令和3年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年6月1日	令和3年7月1日	事後	重要な変更事項でないため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	D-1. 軽協申告書データ取込機能:軽自動車検査協会から受領したデータを取り込む	D-1. 軽協申告書データ取込機能:軽自動車検査協会、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス及び軽自動車検査情報市区町村提供サービスから受領したデータを取り込む	事後	重要な変更事項でないため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	D-2. 軽協申告書一括更新機能:軽自動車検査協会から受領した申告書データの論理チェックを行い、データ更新及びエラー帳票出力を行う。	D-2. 軽協申告書一括更新機能:軽自動車検査協会、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス及び軽自動車検査情報市区町村提供サービスから受領した申告書データの論理チェックを行い、データ更新及びエラー帳票出力を行う。	事後	重要な変更事項でないため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	宮崎紙工印刷株式会社	宮崎紙工印刷株式会社	事後	重要な変更事項でないため
	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年7月1日		事後	重要な変更事項でないため